四千三百三十三円以上四千六百円未満	三千五百分の三千四百八十
四千六百円以上四千八百六十七円未満	三千六百六十分の三千六百四十
四千八百六十七円以上五千百六十七円未満	三千八百十分の三千七百九十
五千百六十七円以上五千五百円未満	三千九百九十分の三千九百七十
五千五百円以上五千八百三十三円未満	四千百七十分の四千百四十
五千八百三十三円以上六千百六十七円未満	四千三百四十分の四千三百十
六千百六十七円以上六千五百円未満	四千四百九十分の四千四百六十
六千五百円以上七千円未満	四千六百五十分の四千六百十
七千円以上七千六百六十七円未満	四千九百二十分の四千八百七十
七千六百六十七円以上八千三百三十三円未満	五千百六十分の五千百
八千三百三十三円以上九千円未満	五千三百六十分の五千二百九十
九千円以上九千六百六十七円未満	五千五百三十分の五千四百五十
九千六百六十七円以上一万三百三十三円未満	五千六百六十分の五千五百七十
一万三百三十三円以上一万千円未満	五千七百六十分の五千六百五十
一万千円以上一万千六百六十七円未満	五千八百二十分の五千七百
一万千六百六十七円以上一万二千三百三十三円未満	六千分の六千
一万二千三百三十三円以上一万三千百六十七円未満	六千三百四十分の六千三百四十
一万三千百六十七円以上一万四千百六十七円未満	六千八百四十分の六千八百四十
一万四千百六十七円以上一万五千百六十七円未満	七千三百四十分の七千三百四十
一万五千百六十七円以上	七千六百九十分の七千五百十

2　次の各号に掲げる受給資格者に係る令第五十七条の二第四項に規定する厚生労働大臣の定める率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一　受給資格に係る離職の日（以下「基準日」という。）において三十歳以上四十五歳未満であって給付基礎日額が一万三千百六十七円以上一万四千百六十七円未満の受給資格者　六千八百四十分の六千八百三十

二　基準日において三十歳以上四十五歳未満であって給付基礎日額が一万四千百六十七円以上の受給資格者　六千九百九十分の六千八百三十

三　基準日において三十歳未満であって給付基礎日額が一万二千三百三十三円以上の受給資格者　六千二百九十分の六千百五十

○厚生労働省告示第三百十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

千三百二十六分の千二百九十五

○厚生労働省告示第三百十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第六項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

五千八百四十分の五千七百十

○厚生労働省告示第三百十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第七項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

三十三万五千三百十六分の三十二万七千四百八十六

○厚生労働省告示第三百十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第八項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

二千五十分の二千

○厚生労働省告示第三百十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第九項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

下限額に乗じる率　二千五十分の二千

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万三千六百五十

○厚生労働省告示第三百十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

下限額に乗じる率　二千五十分の二千

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万三千六百五十

○厚生労働省告示第三百十九号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第十九条の二の規定に基づき、平成二十二年厚生労働省告示第百十四号（平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件）の一部を次のように改正したので、同令第四十七条第一項の規定により公示する。ただし、この告示による改正後の同令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額の額は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第十三条の規定により同条に規定する被用者保険等保険者（以下「被用者保険等保険者」という。）について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第三十八条第一項の規定により算定される概算前期高齢者納付金の額の十二分の八に相当する額を算定する場合におけるすべての保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）に係る概算前期高齢者納付金の額の算定について適用することとし、改正法附則第十三条の規定により被用者保険等保険者について平成二十二年度において高齢者医療確保法附則第十三